

事業事前評価表

国際協力機構

人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

1. 案件名 (国名)

国名：ベトナム社会主義共和国 (ベトナム)

案件名：遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト

Project for Strengthening Capacity Development System for Health Professional through Tele-Health

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ベトナムでは、経済成長が進む中、生活習慣の変化や高齢化等により、非感染性疾患 (Non-communicable Diseases。以下「NCDs」という。) による疾病負担が増大し、2020年時点で全死因のうち NCDs による死亡割合は約 80% を占める (ベトナム保健省統計)。医療人材の質や量等のほか、医療サービスへのアクセスや利用の公平性も課題となり、医療サービスへのアクセスが困難な山岳地域の住民の健康状況は良好ではない等、地域間の健康格差の存在が指摘されてきた (保健省決定、2022 年)。NCDs 関連の医療に関しても、地域間の格差が存在し将来的な拡大が予想される中、北部内陸・山岳地域では、下位医療施設の医療サービスの質・カバレッジの低さが、上位医療機関への負担増に繋がっていることも指摘されている (Lancet 誌、2022 年)。

このような状況の中、その解決の一つの糸口として、上位医療機関から下位の医療機関への知見や経験の共有、助言・指導を効率的に行える遠隔医療の活用に大きな期待が寄せられている。ベトナム保健省は、保健セクターの指針として、保健省決定「2025 年までのヘルス・デジタルトランスフォーメーションプログラム及び 2030 年までの方針」(2020 年) で、遠隔診療等に係る社会認識の変革、法整備、物理的インフラ整備、電子的なプラットフォームの構築等を掲げ、中期開発計画にあたる保健省決定「人々の健康の保護・ケア・促進に係る 2025 年までの計画」(2023 年) では、「公平で質が高く、効果的で持続可能な保健システムの開発」を目標に、国内数病院を対象にしたパイロット事業を通じて、診断治療の質の改善方法として IT の活用を推進し、保健医療分野におけるデジタルトランスフォーメーションの実現を促進している。

かかる状況下、ベトナム政府より、遠隔医療の実用に向けた体制整備を通じた保健医療サービスの向上を目的とした技術協力「遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト」が要請された。本事業は、都市部・地方部の医療格差是正を主眼として、上位と下位医療機関との間で遠隔医療を行える体制構築を目指すものである。遠隔医療の実用に向け、ベトナム全国の拠点病

院をリソースとしながらパイロット活動を北部で実施し、将来的な全国展開・連携を視野に入れる。

(2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針」(2017年12月)において「脆弱性への対応」が重点分野として定められ、NCDs への取り組みをはじめ、保健医療分野での体制整備等の支援を目標のひとつとして掲げている。「対ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー」(2020年6月)においても「保健医療・社会保障」が重点分野であると分析しており、本事業はこれら方針、分析に合致する。我が国の「グローバルヘルス戦略」では、具体的な取り組み「革新技術の活用」の中で遠隔医療を述べ、「重要な保健課題に関する取り組み」で NCDs 対策を挙げており、同戦略に合致する。

また、JICA 世界保健医療イニシアティブの重点課題である「診断・治療体制の強化」及び JICA グローバル・アジェンダの「保健医療」で重要な取組方針とされる「中核病院診断・治療強化」にも合致する。加えて、本事業は、NCDs の増加という疾病負荷の変容に伴う保健医療ニーズの変化に対応するものであり、我が国の「グローバルヘルス戦略」の基本的考え方(持続可能性)に合致する。

SDGs ゴール 3「健康な生活の確保、万人の福祉の促進」では、ターゲット 3.4 として「NCDs による早期死亡の削減」を設定しており、本事業は SDGs 達成に貢献するものである。

(3) 他の援助機関の対応

国連開発計画(UNDP)が遠隔診断(ビデオコール、テキストメッセージを通じた医師-患者間のコンサルテーション)のためのアプリをベトナム国内で2020年より開発・展開中である。韓国国際保健医療財団(KOFIH)は、2023年~2025年の3年間の計画で、10省を対象に、山岳地域に暮らす少数民族と障害者に対する質の高い医療サービスの提供のために、遠隔医療システムの構築とIT業務従事者及び医療従事者、村落保健ボランティアに対する研修を行っているほか、UNDPの取り組みに対する資金協力を行っている。世界銀行は、2019年~2024年までの計画で、13省のコミュニケーションセンターに対し、コンピューターやインターネット環境の整備や電子カルテの導入、そのための研修等を行っている。ドイツ金融復興公庫(KfW)は、2016年~2021年に、ハノイ市の Viet Duc 病院と2省(タインホア省・イエンバイ省)の医療機関6施設との間で、外科手術、外傷、救急に係る遠隔医療支援を行った。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、イエンバイ省や保健省において、遠隔医療に係る政策・方策の整備、対象医療施設での遠隔医療の実施、遠隔医療に関する知見共有の拡大を行うことにより、イエンバイ省及び保健省の医療人材の能力強化を図り、もってベトナムの地方部の医療サービス改善に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名：ハノイ市（保健省）及びイエンバイ省

北部内陸・山岳地域が他地域に比べ健康格差が大きい中、過去の技術協力の経験・省病院のサービスの質の良さ及び将来性等からイエンバイ省を選定。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：保健省、省保健局及び対象医療施設の医療従事者

最終受益者：イエンバイ省の住民全体（約85万人）

(4) 総事業費（日本側）：3億円

(5) 事業実施期間：2024年3月～2029年2月（計60ヶ月）

(6) 事業実施体制：

プロジェクトダイレクター：保健省医療サービス局長

プロジェクトマネージャー：保健省医療サービス局副局長

カウンターパート機関：保健省、イエンバイ省（保健局、省・郡病院、
コミュニケーションヘルスセンター）、バックマイ病院、
ハノイ医科大学病院、国立がん病院、
フエ中央病院、チョーライ病院、
ホーチミン医科薬科大学医療センター

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約112人月）：

[長期] チーフアドバイザー、業務調整

[短期] 遠隔医療・ITシステム開発、臨床診断/治療、その他（必要に応じ）

② 機材供与：コミュニケーションヘルスセンターの遠隔通信システム用機材、 基礎的医療機材

③ 在外事業強化費

④ 本邦研修

2) ベトナム側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

保健省内のJICA専門家用オフィススペース及び電気、水道等の必要なユー

ティリティ、家具等の設備等

(8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

ベトナムでの保健医療分野に対しては、長年に亘り病院の診断・治療体制強化に取り組んでいる。保健省政策アドバイザーの派遣（2022年～2024年）により、保健医療制度に係る法整備・制度整備の支援を行っており、本事業でも遠隔医療に係る政策・方策の整備に対し技術的助言を行う。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

UNDP が開発・展開中の遠隔診断用アプリを保健省・イエンバイ省の方針を確認の上、本事業で支援予定のデジタルプラットフォームへの連携を他の開発協力機関等の活動と重複しない範囲で検討する。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業が実施される北部内陸・山岳地域は、少数民族や貧困層の多い地域であり、NCDs を主な対象とした遠隔医療の実施により、地方の貧困地域へのより質の高い保健医療サービス供給が期待できる。

3) ジェンダー分類：【対象外】(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件
<活動内容／分類理由>

本事業は、ジェンダー主流化ニーズに関する検討がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組を計画するに至らなかったため。なお、患者情報や疾患情報のデータは男女別で取得し、男女差が生じる場合はジェンダー課題の有無を確認のうえ、必要に応じてジェンダー視点に立った対応を行うこととする。

(10) その他特記事項：特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

ベトナムの地方部での医療サービスが改善される。

指標及び目標値：

1. イエンバイ省の●●%の医療施設が遠隔医療を実施する。

※数値は事業開始後に設定する。

2. 対象省病院及び郡病院で医療の質のスコアが改善する。
※医療の質のスコアは医療技術レベル等を測る5点満点の指標。
3. イエンバイ省以外の少なくとも1つの省で、遠隔医療に関するモニタリング指標が定期的に保健省及び省保健局によってモニタリングされる。

(2) プロジェクト目標

遠隔医療の実施を通じて、イエンバイ省及び保健省の医療人材の能力が強化される。

指標及び目標値：

1. 提供可能な診療項目の拡充に関する指標
(対象省病院や郡病院に係る指標)
対象医療施設における診断・治療項目数が増加する。
(対象コミュニケーションセンターに係る指標)
対象医療施設の診療治療項目数の平均が増加する。
2. 遠隔医療の全セッションに対する遠隔医療が適切に実施されたセッションの割合が増加する。
3. プロジェクトの成果を反映した遠隔医療に係る活動がイエンバイ省の年次計画に盛り込まれる。
4. モニタリング指標が、保健省及び省保健局により定期的にモニタリングされる。

(3) 成果

- 成果1：遠隔医療を実施するための政策・方策が保健省により策定される。
成果2：イエンバイ省の対象医療施設で遠隔医療が実施される。
成果3：イエンバイ省で遠隔医療の導入と活用のための研修が実施される。
成果4：ベトナム及び日本の医療機関、大学、民間企業間で遠隔医療に関する知見共有が拡大される。

(4) 主な活動

- 1-1：保健省、バックマイ病院、ハノイ医科大学病院、国立がん病院、フエ中央病院、チョーライ病院、ホーチミン医科薬科大学医療センターとテクニカルワーキンググループを結成する。
- 1-2：遠隔医療の実施推進や国家デジタルヘルスプラットフォーム、遠隔医療の業務フロー、デジタルアーキテクチャ、臨床ガイドライン、医療保険などの関連問題に関する法的文書を策定する。
- 1-3：全国での遠隔医療の実施状況に係る指標及びモニタリングの枠組みを策定する。
- 1-4：活動2及び3で行うモニタリングの結果を上記の法的文書に反映させる。

- 2-1 : イエンバイ省の遠隔医療の実施状況を分析する。
- 2-2 : 遠隔医療を実践する各医療施設に求められる診療項目を明確にする。
- 2-3 : 遠隔医療に係るデジタルアーキテクチャの要件を決定し、本プロジェクトで扱う遠隔医療用アプリケーションやサービスを選定する。
- 2-4 : 遠隔医療用アプリケーションやサービスの機能を拡張する。
- 2-5 : イエンバイ省での遠隔医療実施のための「調整ユニット」を組織する。
- 2-6 : 対象医療施設で遠隔医療を試行する。
※省病院・郡病院間、群病院・コミュニケーションヘルスセンター間の遠隔医療を想定。
- 2-7 : 対象医療施設の遠隔医療をモニタリング・評価する。
- 3-1 : イエンバイ省での遠隔医療に係る研修の体制と手順を明確にする。
- 3-2 : イエンバイ省での遠隔研修の「研修ユニット」を組織化する。
- 3-3 : イエンバイ省での遠隔医療の導入と活用のための研修資料を作成する。
- 3-4 : イエンバイ省で研修を実施する。
- 3-5 : イエンバイ省で研修に対するモニタリング・評価を行う。
- 4-1 : ベトナム国内の病院、研究機関、大学、民間企業間でプロジェクトの成果を共有するためのセミナーを企画・開催する。
- 4-2 : ベトナムと日本の機関間及びベトナム国内の機関の間で（病院、研究機関、大学、民間企業等）で知識や経験を共有するためのセミナーを企画・開催する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- 1) 遠隔医療に関する政府の政策が大幅に変更されない。
- 2) ベトナム側実施機関が事業活動の予算措置と人員配置を行う。

(2) 外部条件

- 1) 実施機関内の人事異動により、プロジェクトの主要担当者が異動した場合、後任者が速やかに任命され、円滑に業務が引き継がれる。
- 2) 公衆衛生上危機や予期せぬ壊滅的自然災害等が、プロジェクトの実施に深刻な支障をきたすほどには発生しない。
- 3) ベトナムとイエンバイ省の政治・経済環境が、プロジェクト実施にとって引き続き良好である。
- 4) 遠隔医療が、ベトナムの国家保健政策とイエンバイ省のデジタルヘルス計画の中で重要な優先事項として位置づけられ、保健省内・省で遠隔医療に係る予算が確保される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

本事業で対象のイエンバイ省を対象省に含む「北西部省医療サービス強化プロジェクト」（2013年～2017年）では、プロジェクト目標「対象省の地域医療指導活動及びリファラルシステムが強化される」を部分的に達成したが、事後評価時、本事業で導入したリファラルデータ管理システムは利便性や保健省で開発中のシステムとの競合により十分に活用されていなかった。そのため、保健省のIT部門や主要IT企業との入念な協議を行うことが導出された。本事業では、事業計画時から保健省内の旧IT部門である国家医療情報センターを実施機関に含めたほか、IT企業を含む遠隔医療に関連する官民組織との連携づくりを成果・活動（成果4）に反映させた。

7. 評価結果

本事業は、ベトナムの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致し、計画の適切性が認められ、SDGsゴール3「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献すると考えられることから、実施の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（1）今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

（2）今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以上

別添資料 遠隔技術を活用した医療人材能力向上体制強化プロジェクト地図



出典) Google Map より作成